

第九十二回帝國議會 衆議院 裁判所法案委員會會議錄(速記)第二回

付託議案

裁判所法案(政府提出)(第一九號)

昭和二十二年三月十五日(土曜日)午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 小島 徹三君

理事 三浦寅之助君 青木 泰助君

木村 三ヨ君 荊木 一久君

中村 又一君 井伊 誠一君

菊地養之輔君 田万 廣文君

磯田 正則君 酒井 俊雄君

出席國務大臣

司法大臣 木村篤太郎君

出席府政委員

司法事務官 奥野 健一君

本日の會議に付した議案
裁判所法案(政府提出)

○小島委員長 會議を開きます。これより裁判所法案を議題として質疑にはいります。中村又一君。

○中村(又)委員 裁判所法案に對する質問を、簡単に一般的事項より試みてみたいと存じます。司法制度は國家の基本をなすものでありまして、裁判所法はすなわち憲法附屬の基本法であります。従つて改正憲法の制定により、當然豫想される司法制度改革に伴う裁判所制度に關する法案につきましては、國民のひとしく關心を寄せておるべきところの事柄でございます。この意味で、本法の内容がいかなる性格を有し、改正憲法實施にあたりまして、重要な意義を有するかという見地に立ちまして、次の數點につきまして、順

次司法大臣の見解をお尋ねしてみたいと存じます。

第一、裁判所はいかに威厳があり、かつ機構が完備充實されましても、國民から近寄りたがたいものであつては價値がないのであります。私はよろしく裁判所をして民主化し、その手續等につきましても、簡易迅速にいたし、もつと的確に權利の保護を求め、人權の防禦を求め得られるような制度が望ましく考へております。この意味で、少くとも輕微なる民事、刑事の事件のごときにおきましては、温かく親切に取扱う裁判所を、全國各所に多數設ける必要があると存じております。この點に對しまして、大臣の所見を伺つておきたいのでございます。

第二に、從來裁判所による裁判權は民事、刑事に限られまして、しかも行政機關の處分に對する不服の申立は、非常に限定された事項についてのみ、行政裁判所に訴出が許されておつたのでございます。しかるに改正憲法におきましては、廣く何人も裁判所の裁判を受ける權利のあることを規定いたし行政機關は終審として裁判することができないことなどを規定いたしておるのであります。裁判所は今後すべての行政處分につきまして不服の訴えを認め、これを公平なる立場から裁判して、不當なる行政權限の行使を防止するようにならねばならぬと存じます。なおこの點に關連をいたしまして、人權蹂躪に悪用されたかの違警罪即決例のごときも、この際これを廢止いたしまして、輕微なる刑事事件といへども、

警察官において處分するがごときことはこれを認めず、すべて公正なる裁判所においてのみ裁判をするという制度に改むべきものであらうと存じます。この點に對しましての大臣の御所見を伺つておきます。

第三に、從來司法の法規は歐州大陸系の影響を受けまして、はなはだ複雑煩瑣なものであつたのでございます。改正憲法におきましては訴訟手續、司法事務處理等についての規則制定權を廣く最高裁判所に認めておるのでございます。自分はこの際英米法におけるように、司法法規については廣く裁判所の規則制定權に委ねまして、最高裁判所に規則制定委員會とでもいうようなものを設けて、國民の代表である議會人などもこの委員會に参加せしむる等いたしましたことの運用を正しくいたしまして、簡單率直にすることが必要ではないかと考へております。この點につきまして大臣の御所見を承つておきたいのでございます。一應以上のことを質疑いたしまして、次の點に續きたいと存じます。

○木村(又)國務大臣 ただいまの御質問に對してお答えいたします。新憲法實施とともに、裁判所の制度は面目を一新するのであります。この際にぜひとも裁判の民主化ということを取入れなくてはならぬと確信しております。しかし本法案におきましては、御説の通り裁判の簡易化という点について特に考慮を拂つたのでありまして、簡易裁判所の制度を取入れたのであります。この簡易裁判所は本法に示して

あります通り、罰金、科料、拘留以下の刑については全部これを取扱うということになっております。民事事件については五千圓以下の事件を取扱うことになつておるのであります。しかしこの裁判所は全國に約五、六百を設けられることになっております。そこで裁判すべき人は特に新たな制度といひまして、地方の徳望ある人をこの中に選考をしてやつていただくことになつております。これを活用いたしますと、裁判が非常に民主化されるものと考えておる次第であります。今後の實績に待たなければその成果は判明いたしません、少くとも制度上から申しますと、非常な民主化であらうと考へております。當局といひましてはこの制度の運用について一段の努力をいたしまして、裁判の民主化ということに極力努力いたしたいと考へておる次第であります。

次に行政の違法處分につきましてはもちろんこの新裁判制度におきまして十分取入れることに相なつておりまして、いわゆる行政廳の違法處分については、すべて裁判所に對してその取消變更等を求め得ることになつております。この裁判所法案が施行される曉に至りましては、これらの點も十分國民の期待に副い得ると考へております。次に國民の一番關心をもつております違警罪即決例の問題であります。これはむしろこの新裁判所法施行と同時に廢止される運命になつております。この點から申しまして、國民の權利義務が非常に保護されることとな

ると確信して疑わないのであります。次に最高裁判所で制定されるいわゆるルールのありまますが、これは御承知の通り、新憲法でも認められておるのであります。なるだけ訴訟手續の煩瑣を一掃したいと考へております。むしろ國民の權利義務に直接關係する手續規定は、法律で制定すべきは論をまたないのではありませんが、その以外の實際の裁判手續に關しましてはすべて最高裁判所でこれを定めることになつておるのであります。おそらくこの裁判所法實施の曉におきましては最高裁判所においてこれらの實際上の手續は制定されることと考へております。しかしその準備をいたしましては、たゞいま臨時會畫部を設けまして、ここで將來最高裁判所のできるべきいふゆる實際の手續問題について研究中であります。この成果を得られれば、今後成立すべき新最高裁判所にこれを移しまして、よく研究をしていただくこと、これを實際に運用していくことに相なると考へておる次第であります。

○中村(又)委員 さらに質問をいたしたいと存じます。民主國家におきまして司法の重要性その獨立の權能にあるものと考へます。司法權の獨立が全きを得なければ、もちろんその司法權の運用の威嚴は保たれないのであります。しかしながらこれが過ぎますれば、ファッショの官僚支配の手段となるおそれなども加わつてまいりまゐるので、この點につきましては十分なる警戒を要する點だと存じます。しかし

て今後の司法権が國民總意の上に立脚をしなければならぬことは當然であります。またこれあつてこの民主主義裁判の根本觀念として、その獨立の權能の主張が明らかになつてまいるものと存じます。ゆゑにかつての軍閥ファツショの轍を踏むことがないやうに今後の裁判權の獨立の精神を指導していただかなければならぬと考えております。この關係につきまして、大臣の御方針が伺われたら結構だと存じております。さらに司法權の獨立は、まず裁判官の身分の保障を前提として、この點は現行憲法五十八條におきまして規定を設けておるのであります。改正憲法はさらにこれを明確にいたしました。第七十六條第三項第七十八條等においてその規定をいたしておるのでございますが、この改正憲法によりまして、下級裁判所の裁判官については、一般の官吏とはなはだしく趣きを異にいたし、十年の任期が定められておるのであります。この憲法の規定は一面においてその運用によつてはなほ妙味のあるものと思われまふけれども、他面において裁判官の身分の保障に關連し、いかに運用されるかは重大なる問題として残ると存じます。この運用はもとより最高裁判所の權限に屬する事項であります。その運用に資するためには司法省として今日において十分なる用意がなければならぬと考えております。この重大なる點につきまして大臣の御用意はかがなものであらうかという點を伺つてみたいのでございまして、第一、裁判官の在任中の地位待遇を大いに向上せなければならぬ。またこの任期満了の際は在任中特に過

失などがなければならぬ場合には、原則的に在任が出来るやうな方法を考慮せなければならぬという點、また任期満了後において退官する場合におきましては、他の官吏と違つた特殊の、裁判官という性質の建前から考えまして、生活の保障などにいたしまして、特段なる配慮が行われなければならぬという點などを考慮いたしておきます。しかしながらこの場合におきまして、なるほど裁判官をして後顧の憂なく正義に關ひ、正義に邁進せしめ得るところの途を開かなければならぬと思ひますと同時に、不良の裁判官の整理などは容易に行われ、國民の納得が及ぶやうな方法も、何か考え得られるのではなからうかという點もあるものであります。何か大臣の御所見としてあれば承つておきたいと存じます。さらに司法權の獨立は、人事權の獨立と關係をいたします。裁判官の人事に對する内閣の干渉はいかなる程度にあるべきものであるか。これまた重要な問題であるのでございまして、私は最高裁判所の裁判官の任命に關しましては、まず主管大臣により、國民代表たる議會人などもなるべく加へるといたしまして、委員會のごときものを内閣につくり、内閣はこれを諮問してこれを決定するといふやうな方法などもあるかと存じます。この點などに對しまして御所見はかがなものでございましょうか。公正なる裁判官の任命も、もちろん妥當を期すべきことは當然であるのであります。下級裁判所の裁判官につきましては、改正憲法は、まず最高裁判所がその任命すべき者の名簿を作成することを規定いたしておるのであります。この名簿の作成は、全く最高裁判所の自由に任せ

ることにより、その人事權を尊重いたし、その名簿による任命につきましては、内閣は場合によりこれを拒否することも出来るようにすることに より、最高裁判所の人事權の不當なる行使を制限するといふやうなことが、最も適切でなからうかと確信いたしております。こういう點につきまして司法大臣の御見解をお尋ねいたしておきたいのであります。まずこの程度で答えを願ひまして、最後の御質問をいたしたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたします。裁判官の獨善といふことは最も避けなければならぬのであります。世のいわゆる裁判ファツショ、これは實に私としてはさういふ言葉の出るものが遺憾に考へるのであります。從來の裁判所ではさういふ事實のあるやなしやといふことについては、國民の判斷に任せざるを得ないものであります。が、かりそめにもさういふ言葉の出ないやうに、將來は十分に警戒していかなければならぬと考へております。それは根本はやはり人の問題であります。裁判は國民の信頼を得なければならぬのであります。裁判官たる者の職責任務というものは實に重大であります。いかに判決をいたしましても、國民の信頼を得なければならぬ効をなさないものであります。裁判官のひととしての修養はもちろんです。裁判官のひととしての修養はもちろんです。學問的においても今後はますます研究していかなくちやならぬと存じております。しかしこの裁判官のいゝゆる獨善を避けるためには、私人事の交流といふことが非常に必要であるかと考へます。互いに啓發し合ふ、ただ裁判官として終始して來た者ばかりでなく、いゝゆる在野の法曹からも、今後裁判官になつていただ

て、さうしてお互いに切磋琢磨して、より良き裁判所をつくるという事にならなければならぬと考へております。御承知の通りアメリカでは裁判官は必ずロイヤーから選拔されるのであります。このロイヤーといふのは、要するに民間におつて實際の法律事務に従事してきて、さうして世の中の信用を得てきた人なものであります。それでアメリカの裁判事務といふものは實にうまく活用されておるのであります。イギリスにおいてもまたさうであります。日本におきましては、初めから裁判官で終始してきた人に實に立派な人があります。敬服に値する人はたくさんおるのであります。これをよりよきものにするには、やはり民間からも多數の立派な法曹が裁判官として任命され、さうして互いに助け合つて一段と國民の信頼を得るところに、眞の意味の裁判の民主化があるかと私は考へております。この意味におきまして、本法案において最高裁判所の裁判官の任命につきましても、十五名のうち五名は、別段の資格がなくとも、學識經驗、その他徳望、あらゆる觀點から見ても、最高裁判所の裁判官たり得ると、國民がひとしくこれを認定し得る人であれば、はいつていただけることになつておるのであります。これは私は畫期的の制度だらうと考へております。また先刻申しました簡易裁判所におきましても、資格の問題を離れて、一般國民の中からその地方の徳望の高い人はいつていただくと、いふことになりまふれば、裁判の獨善司法ファツショといふやうな、われわれ聞くも不愉快なやうな言葉は、將來取去られ得るものと考へておる次第であります。

次に裁判官の身分保障の點であります。申すまでもなく日本國憲法におきましては、裁判官の地位といふものを非常に重く見ております。またこれは當然のことでありまして、國家の法を掌るもつとも重要な役目でありまふから、この裁判官の地位の保障といふものは、憲法に保障されておることは當然のことでありまして、この人たちに對する報酬の點につきましても、これは特別に法律をもつてきめ得ること。に今度の制度ではなつております。生活に何ら顧慮なく、専心裁判事務に従事されれば、將來立派な裁判制度が實施され得ることと確信して疑ひません。申すまでもなく裁判官は日本國憲法によりまして、任期が十年になつております。十年経てば一應は——これは再び選ばれない限りは退官するのであります。が、お話のやうに何ら都合なく十年勤めてきた人は再選され得るやうに取計らうといふことは、これは私は當然のことであると思ひます。十年経てつてすべての人が退官するといふやうなことがあつてはならぬ。無事に勤めた方は、おそらく將來といへども十年、さらにその選にあたることと私は確信して疑ひません。

次にこの裁判官の任命の問題であります。が、御承知の通り日本國憲法におきましても、裁判官は原則として内閣が任命することになつておるのであります。内閣はこの任命について國會に責任を負つておるのであります。要するに日本國國民に對して、内閣は裁判官の任命については法律上の責任を負つておるのであります。これは重大な責任であります。そこで裁判官の名簿については、もちろん最高裁判所は適任者なりとしてこれを内閣に提

出するでありませうが、内閣においてそのまま名簿に基いて任命するのではありませう。ここが私は非常な妙味のある點であらうと思ひます。最高裁判所において名簿をつくつて、そのまま内閣で任命するというものでありますれば、これは意味をなさぬのであります。これは最高裁判所というものがこれを任命することになるのであります。最高裁判所でつくつた名簿に基いて、そのうち不都合なものがあれば、内閣においてそれを拒否することができるのであります。拒否されればその名簿をまたつくりかえて新たに提出する。ここに妙味があるのであります。いわゆる内閣において拒否権を有するのであります。そこに最高裁判所と内閣との間の妙味が發揮されることと存じております。

次に俸給の點について一言觸れておきたいのであります。俸給はむろろ今申しました法律で定められますが、かりに十年経つてやめる人があります。行政官になれば、その後勤めれば恩給がつくのであります。十年として裁判官をやめて、恩給もつかぬというやうなことに相なりますれば、將來裁判官の任用についても非常な支障を來しはしないかと私は思ひます。これらの點につきましては十分の考慮を拂つて、最善の處置を講じたいと私は思ひます。そしてあまねく立派な裁判官をして裁判所を構成せしめるといふやうな方針でまいりたいと考える次第であります。

○中村(又)委員 本案につきましてもかなり重要な點であります。豫算の編成と執行もまたこの司法權の獨立には、重大なる關係を有するものと思ひ

ます。この會計をもたざる獨立は、結局無力無意味なもののごとくなつてしまふおそれがあります。しかしながら國庫の支出は内閣の責任と國民の負擔においてなされるものでありますから、豫算の編成については、内閣がまつたたく査定の機會も權限も與えられないうことは不當と言わなければなりません。この點につきまして自分は一應裁判所をして豫算の編成權を認めこれに基いて内閣の責任において豫算案を作成し、その裁判所の十分なる意見を尊重して、この作成したところの豫算案を國會に提出するということが考えられるのであります。この場合裁判所の豫算の編成には、なるべく事前に議會側、すなわち司法委員とでもいふやうなものを加えて、あるいは財政當局もこれに参加せしめ、これに審議せしめて、内閣案と裁判所案との間に不要な對立や摩擦的意見などが無いやうにいたして、この制度を試みるというやうな御方針などはないのであるかどうか。この點につきまして大臣の御所見を承つておきたいと存じます。元來本委員のごときにおきましては、裁判所は純粹なる裁判事務をなさすべきものであつて、豫算のごとき行政行為の性質をもつたものは、裁判所にはたないやうにすることが適當であるというやうな考え方もつておつたというやうな關係から、この點につきましては、特に御親切なる説明を求めてみたいと思ひます。

それから監督の關係につきまして一言お尋ねいたすのであります。裁判所は純粹なる裁判所のほかに、たとへば諸種の訴訟事件その他多くの行政事務をも行つておるのであります。

また改正憲法により、廣く規則の制定その他の司法行政上の權限が裁判所に與えられるやうになつております。裁判所がこれらの權限を行使する場合において、なお獨立の職權を行使して、これに對し行政府たる内閣は監督權を行使し得ないものであるか。あるいは行い得ないといふ事ならば、その監督權行使の方法はどんなものであるか。行い得ないといふれば、裁判所の當該職權行使の當否を問責する方法はいかんといふやうな點につきまして、簡単に御所見を伺つてみたいと思ひます。

それからこの裁判權の範圍はきわめて廣くありまして、一切の訴訟を裁判することになつております。この廣汎なところの權限を行使する場合に生じまする行政機關に與える影響は、ほとんど豫想できないほどに大きなものがあると思われまふ。かかる裁判所の人的、物的陣容を充實することは容易ならぬこととあります。このためになすまいかなる行政訴訟事件、その他重要な政治的事件が裁判所に係属いたしましたとしても、國民が安心して信頼できるやうな、人格識見ともに優秀なる人物を吸收採用できるか、裁判官の地位等につきまして特段なる考慮が拂われなければ、この問題の解決はできないと存じます。この場合において私は突込んだる考え方をお尋ねいたしてみたいと思ひます。この人的陣容の配置等につきましては、たとへば天皇の裁判官より國民の裁判官に裁判制度が切替えられるという新憲法實施の五月三日を前に控へまして、國民の安心するほどの機構ができ上り、これに相平均をいたしまして、人的配置が行われなければならないといひます。ならば、一應たとへば判事の身分保障の

如きを撤去し、自由にこの限りの法律を制定する等の手段に出まして、適正なる任免を斷行するといふやうな準備などが行われなければならぬのではなからうかと存ずるのであります。この重大なる考え方に対する大臣の御所見はいかがなものでございましょうか。それからこれは少しく、二點細部の點につきましてお尋ねをいたしておきますが、最高裁判所の裁判官は、長官を含めて合計十五人となつております。現在の大審院判事はその員數ははつきりいたしません。三十五人以上四十人前後ではなかつたかと記憶いたしております。今後人權は尊重せられまた權利はますます尊重擴大されるという場合におきまして、わづか十五人の裁判官が、三審制度の精神を完全に生かしてこの裁判制度の利益を受け得ることができるといふこの點であるのであります。思うに最高裁判所の權威を高め、判例を統一するといふためには、裁判官の員數をなるべく少くするといふことも必要でありましようけれども、ただいま申しますやうに、國民の權利義務を厚く保護するといふ立場からいたしますならば、なるべく多くの事件を最高裁判所に持ち込みまして、そうして十分國民の納得のいく裁判を受け得るといふこのためには、裁判官の數は多少多いのが適正であると考えるのであります。これらの調節などにつきましてはいかなるお考えであるか。承つてみたいと存じます。

それからいま一つは、最高裁判所を初めとしたしまして、地方裁判所に至るまで裁判所の司法行政事務についてはずべて裁判官會議の議によつて運用せられるやうな規定の如く見らるるの

が由來互いに獨立であつて、上命下服の關係にある行政官と異りまして、司法行政の面においても、同一官廳内で長官と下僚との關係に立つやうなことの無いやう工夫された、まことに民主的な機構とも思われまして、その趣旨においては賛成する點もあつますが、ときにより融通性を要しまして敏捷秘密を必要とする行政事務に關し、その實行上多くの困難不便が伴ふことなどを思ひ合はせまして、事の性質によりましては裁判官會議によることなく、裁判所の長に權限が一任せられてこの司法行政の運用を闊達にせられるといふことが適正ではなからうかと考へます。すなわち、裁判所に純粹なる裁判の會議とすること、今日といへども考えらるることであつたのでござい

ますが、司法の行政は會議に付してやるといふことになりまして、ややもいたしまして裁判はそつちのけになつてしまつて、わづかの員數によつて行政事務の裁判官會議にばかり墮するといふやうな關係が生れてこないかといふことを深く憂慮をいたしておるのでござい

ます。裁判所のこの規定によつてみまると二人以上の判事がおる場合も、最高裁判所は二人の判事にその司法行政を委任するといふ規定であるのであります。これを移して地方裁判所などにも適用するといふ用意はないか。この點をお尋ねいたしておきたいのであります。

などを伺つておきたいと存じます。
さらにこれに關連をいたして、未だ提出にはなつておりませんが、新聞紙その他における草案などから見てみますると、裁判所には事務局があつて、今回さらに獨立いたしますところの檢察廳には事務局がないという手落ちになつております。ひとしく廣き意味における司法行政を擔當する事務局の建前から考えますならば、この點なども用意せらるる必要があるのではないかと、これは關連としての質問でありながら、お答えを願われたならばさらに結構な次第と存じます。

それから今日の民主主義裁判制度並びにその運用時代に當面いたしました一言言葉を費しておきたいのは、五年も十年も三十年も裁判の書記となり、あるいは書記長となつて、ほとんど裁判所の生字引となつておられる人たちが、いつまでも、今日までの言葉で言へば裁判所の書記としておられるのであります。もう法律運用上、裁判上の學識としては相當値打ちもあり、活用する價值もある人々であるのであります。が、今回天皇の裁判所が國民の裁判所に切りかえらるるというこの際においては、かかる費である十年あるいは三十年というような經驗をもつておられるところのこの書記のごときを、それ相應なる立場に活かして、これを登用するという途を開く必要があらうかと存ずるのであります。この點に對しましても大臣の御所見を承つておきたいと存じます。

最後に私はこの法案とは全然關係がないのでございますが、裁判所と重大なる關連性がありますから、一言お願いをいたしておきますことは、今日恩赦法も他の委員會に提案されてお

るように存じております。来る五月三日はいよいよ新憲法の實施でありまして、この際天皇の恩赦に代るいわば國民の規定が實施せらるることになるのであります。この場合において人權を尊重し、しかしこの劃期的なところの憲法の實施とともに、その線に沿う法律が實施せらるるというその日にあたつて、新憲法公布の以前に行われたる犯罪のごとき一年あるいは二年以下の輕い刑罰のごときは、今回こそ罪種を設けられずに、憲法發布を機會に一應國民恩赦の規定を發動いたし、ひとしく國民人權の尊重の事實に立つて、その罪を解放してはいかかなものであろうかというのを考えておられるのでございまして、何らか大臣にも所見があらるればありがたく拜聴いたしてみたいと存じております。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたしました。まず裁判所の豫算の點であります。御承知の通り日本國憲法第七十三條によりますと、内閣は豫算を作成して國會に提出する義務がある、言いかえすれば、豫算はまず内閣が作成しなければならぬのであります。そこで裁判所の經費の問題にいたしまして、これは裁判所で一應豫算を組んでそれを内閣へ提出することに相なります。そうして内閣では國家の全部の財政とにらみ合せて、最高裁判所から提出された豫算について、いろいろ議論をして決定することになつております。そして内閣で作成した豫算はこれを國會に提出されて國會の承認を得なければならぬ。これは當然であります。そこで一面において裁判所の經費の獨立性を裁判所法が認めておられるのであります。實際の取扱ひをいたしましては、その最高裁判所で作成して内閣

へ提出した豫算のままを、一應國會に内閣のつくつた豫算につけて提出して、そして國會でそれを檢討していただくということになると思ひます。要するに最高裁判所で内閣へ提出したその豫算が、そのまま内閣でこれを認めて豫算を編成すれば、それはそのままよいのであります。が、かりにそれを削減したいといふ場合は、それに對して豫算を削減したといふ場合は、最高裁判所の作成した豫算を國會に、参考のために添付して提出するのであります。それが國會においてはこの内閣の削減が不當であるかどうか。あるいはまたもつと増せというやうな場合も出てくるかも知れない、要するに參照案として出てきますから、それに基いて國會で承認を求めるといふことに相ならうかと存じます。

それから最高裁判所の判事の數であります。御承知の通りたゞいま大審院の判事の數は三十一名あります。これによつておるのであります。しかし新に出発いたします最高裁判所では、從來の大審院とよほど性格が變るものと考へております。事件の性質もたのずから變つてくることは當然であります。新裁判所法によりますと、最高裁判所取扱事件の數も割合制限されるのじやないかと考へております。そういう點から見て、この十五人ということは、ただいまのところ不都合は生じないかと考へております。殊に最高裁判所の性格から考へて、これを非常な權威をもつものから、これに多數の裁判官が設置されることは權威の上からいへば、日本の最高裁判所に相當すべき裁判所は九人でやつてゐる。日本の今度の裁判所法案の十

五人より六人も少ないが、それで立派にやつております。將來のことはわかりませんが、まず最高裁判所の判事は十五名でやり得るものとわれ／＼は考へております。法制審議會の議もまた十五人ということでは落ちついたものであります。さう御承知願ひたい。

それから裁判官をこの際一應整理してきれいなものにしたかどうかというやうな御質疑のように考へられまして、これは申すまでもなく、五月三日を期して新たな裁判官がでかゝると現在おる裁判官はそれと同時に退官するのであります。もちろんこの大多數の現在の人は新たな裁判官として出發するのであります。しかしその線に漏れた人は當然やめることになるので、この際新たに法律を制定して整理する必要はなからうと思ひます。

書記の問題についてはお説ごもつとであります。多年裁判所に勤めて、實際の事務に堪能な書記を優遇することとは當然と考へております。現に書記の優秀な人は今でも二級官に採用してあり、將來は司法事務官として多くの人が採用されることと考へております。殊に簡易裁判所の判事にこれらの人は採用されることができ得るのであります。多年書記として働いて來た人たちに、この簡易裁判所の判事になつていただいて、裁判の民主化に十分努力していただきたいと考へております。次に事務局の問題であります。これは檢察廳にはありませんが、檢察官の性質上今のところ必要なからう。裁判所とよほど機構が違ひますから、これは實際問題として、さうなものが必要であれば、法律に規定されなくてもやつていけるのであります。裁判所の方は、事務局の設置が必要で、法律

に規定した次第であります。次に、裁判官會議の件であります。これは必ずしも裁判官會議限りで何もかもきめていかなければならぬというわけではありません。これは一にその運用は裁判官會議自體に任せてある。裁判官會議によつて、長官にある事項を委屬するといふことはできますから、裁判官會議をやるために、事務局が滯滞することはなからうかと考へております。大きな事項は裁判官會議できめていくのが妥當であらうとわれ／＼は考へております。裁判官會議の結果、ある事項についてどこを任せるということになれば、任されたものが、その委任によつて、自分の任意に事務を取扱つていくことになりまして、これは運用の問題でありまして、別に支障はなからうと考へております。最後に恩赦の問題であります。五月三日に恩赦が實施されるかどうかといふことは言明のかぎりではありません。しかしながら申すまでもなく恩赦といふものは國の恩恵であります。この恩恵を施す際にはこれを遍く行き渡らせることが、その精神がそこにあるだらうと考へております。從來はいわゆるある種の犯罪に限り、ごく狭くやつた時代もありましたが、これは廣まつていつております。現に最近行われた恩赦においては相當廣範圍に互つております。將來においてはお説の通り、國家の恩恵を廣く浴せしむるという精神をもつて、御希望のやうな線に沿つてやれるものと私は考へております。これは一に内閣のその時の方針いかによつてきま

○小島委員長 これにて午後一時半まで休憩いたします。

午後零時三十七分休憩

午後一時四十九分開議

○小島委員長 休憩前に引き続きして會議を開きます。菊地養之輔君。

○菊地(養)委員 私は逐條的に御質疑を申し上げる前に、ただ一つ總論的な質問を申し上げたいと思います。それは裁判民主化の構想について、事務當局はどういうふうに出て、おられるかという點であります。今日わが國におきましてはすべての政治、經濟、文化各方面、面において民主化の途をたどらなければならぬことは言うまでもないのであります。これは司法の問題もこれに漏れてならないことは言うまでもないのであります。先ほど中村君の質問に對して、民衆の便宜のために簡易裁判所をたくさん設けるとか、あるいは訴訟を簡易化して迅速に解決を得る方法をとるといふような點について御説明を承つたのであります。これは國民の便宜の方法を考える。國民の利益のためを考える一つの民主化の方法でありましょう。また一方殘された方面において、裁判が國民と協力的なものに行われる。いわゆる民意を裁判の上に反映せよという方向について、まだ御説明がなかつたのであります。私の聴かんとするところは、國民の協力のもとに、いわゆる國民の民意を反映する裁判の方法について、どういふお考えをもつておられるか。それに對する構想を承りたいのであります。具體的に申しますならば、陪審裁判に對して、あるいは三審制度に對して、その他の民意を反映させる方法について、當局はどういふお考えをもつておられるか。その構想のあらましをまずお聴きしたいのであります。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたします。御意見もつとも存じます。そこで民意を裁判の上に反映せしむる方法としてはこれはイギリス、アメリカで行われております陪審制度これがつとも安當な方法だと考えておられるのであります。しかし御承知の通り民事事件につきましては多くは事件の内容が複雑多岐にわたると同時に、法律問題が終始絡み合つておるのであります。そこで民事事件について陪審制度を取入れるというときは、これはたゞいまのところ、その時期ではないと考えます。イギリスでもアメリカでも、民事事件について陪審制度を取り入れられていないのであります。しかしながら民事事件についても、理想としては民意を取入れ、民意を反映せしめるということは、もちろんのことでありまして、その手段といたしましては、要するに裁判官をしてよく民意を把握せしめる。いわゆる世間の事情に通ぜしめる。これが私は最も肝要であらうかと考えております。將來この方面について司法警察の制度を活用いたしまして、十分に裁判官自身が民意を取上げて、民意に副う裁判をし得るような制度にもいたしたいと考えておる次第であります。なお私は特に申し上げたいのは、菊地君も御承知でありましようが、民事事件についての調停制度であります。これはたゞいまのところ私の知る範圍においては、相當に効果をもちたしておると考えております。これも私は裁判の民主化の一大事項であると信じておるのであります。この調停制度を將來とも十分に活用していきたいと考えております。

それから三審制度につきましては、ただいま當局といたしまして十分に考究中であります。それから刑事事件についての陪審制度はこれらもつともな御意見であります。これを實施する當面の一番の隘路をいたしましては御承知の通り全國にわたつて裁判所が五十いくつも焼けておるのであります。今直ちに陪審制度を施行するといふことになると、なか／＼經費その他の關係上容易ならぬこととあります。さらばといつて、將來陪審制度を施行しないかといふことの御質問であれば、これはそうではない、當局においては陪審制度を時期を見て實施いたしたい、こう考えております。御諒承願います。

○菊地(養)委員 裁判民主化にあつて司法當局が熱意をもつておられることを承つて、私も喜びにたえないのであります。ただ裁判所が焼けておるので、直ちにこれを施行することが困難であるといふその状況は、これを認めるのでありますけれども、裁判の民主化は一日も早くからざる問題でありまして、あらゆる障害を打破つてそれを行わなければならぬと考へておるのであります。この點は、一段の御努力をお願いしたいと思つております。刑事事件につきましては、陪審制度を設けるといふ御意見はよくわかつておるのであります。その刑事事件の中で、一體公判陪審のみを考えるから建物のことをお考えになつておるのではありません。私は從來日本の公判陪審はもと根本的な意味において起訴陪審から始めなければならぬ。起訴陪審がはつきりしておられなければ公判陪審もうまくいかぬと考へておるのであります。そこで建物は公判陪審にはぜひともなくちやならぬのであります。もしやけれども、起訴陪審についてはそれほど重要でないと思つておるは、第三條には「この法律の規定は刑事について、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない」と、きわめて消極的の規定をおいたのであります。それが公判陪審なりや、起訴陪審なりやの何らの規定はございせん。この點に對して當局の考へておる陪審は、公判陪審であるか起訴陪審であるか、双方行ふものであるか、この點をまずお聞きしたいのであります。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたします。御承知の通り起訴陪審の制度が、これは實は英米においても相當問題があるものであります。しかしわが國といひましては、さういふに裁判所法が今度新たに實施されることになつておるのであります。根本的に陪審制度について今研究を進めておるのであります。それらの研究をまわして、そうしてこれこそ私は民意に問うて、いかなる方法で實施すべきかをきめていきたい、こう考へておるのであります。

○菊地(養)委員 先ほど司法大臣の御意見がありまして、民事についても陪審制度に關することを考へておられるといふこと、でありまして、この第三條には刑事についてと特別に書いてあるのではありません。今御研究申さば、刑事だけに止めないで、民事についてもこれはお考えを願ひたい。裁判民主化は、殊にわれ／＼の日常生活に關係の深い民事問題についても、十分の考慮を要すると思つておられます。従つて私はここでお答えを願うわけではありませんけれども、ここに「この法律の規定は、刑事について」と刑事だけの陪審制度を考へているに止まつてはならぬと思つておられます。できるならばこの「刑事について」という狭い意味の

ことを省いて「この規定は、別に法律で陪審の制度を設けることを妨げない」として、後で差障りないように大きくしておいた方がよいのではないかと考へておられるのであります。特に司法大臣にお願い申し上げたいのは、今日こそ日本は民主主義の觀點に立つて、あらゆるものが革正される時期であり、また國民も大きな關心をもつて民主化に臨んでおられるのであります。從來官僚として自分の特權を主張してまいりました人たちが、驕然と國民とともに民主化を斷行する勇氣が燃えているのであります。時恰も在野法曹出身の木村司法大臣がおられるのであります。きわめて適切な時期に、適切な人を得ておるのであります。希わくはこの時に、民事を併せて日本の陪審制度のために一段の御努力をお願いしたいといふことの希望を申し上げたいと思つておるのであります。

次は第十六條についてお聞きしたいのであります。これは高等裁判所の裁判權を規定したもので、その第四號に「刑法第七十七條乃至第七十九條の罪に係る訴訟の第一審」とありまして、内亂罪のみを高等裁判所で第一審として裁判する規定であります。内亂罪と同様な外患罪並びに國交に關する罪、これらの罪もまたこの十六條の高等裁判所の裁判權として規定した方がよいのではないかと、こゝういふことを考へるのであります。實は外患罪の方は戰爭を放棄した日本においては、あまり必要ないような感があるのではありません。しかしながら各種の條文を検討しますと、きわめて重要な部分があると思つておられます。特に國交に關する罪、日本に滞在する外國の君主、大統領、

日本に派遣せられたる外國の使節、あるいは外國に對しひそかに戰鬪をなす

目的をもつて豫備陰謀をなした者、こ
ういふような今日の日本にとつて最も
適切なるものが包含されているのであ
ります。こゝいう種類の犯罪をも、内亂
罪と併せて十六條の裁判權の中に包含
することが、ぎわめて適切ではないかと
思うのであります。戦争を完全に放
棄するためにはこれらの國交に關する
罪、及び外患罪に對する罪をも、重要
問題として審議することとは、戰
争放棄に關する前提要件となるもので
はないかと考えるのでありますが、當
局のお考えはいかがですか、この點を
お答え願ひたいのであります。

○木村(篤)國務大臣　お答えいたしました。

ての裁判は、國民に直接の影響を及ぼすものでありますから、なるべくは三審制度を採用したのであります。が、内亂罪は御承知の通り特に治安維持の關係からして、早急にこれを處理すべき必要があると考えます。それで特にこの高等裁判所を第一審として事件を取扱うという建前をつたのであります。この點は十分御諒承を願いたい。ほかの外患罪國交に關する罪につきましては、現行の制度でも同様になつてゐるのであります。内亂罪については特に治安維持の必要上早急にやる必要ありと考へて、この規定を設けた次第であります。

○菊地(養)委員 次に三十一條について御質問申し上げたいと存じます。三十一條に「支部、出張所」というのがあります。支部というのはわれ／＼は從來の地方裁判所の關係から見て了解できるのでありますが、この出張所というものの組織權限は、どういふもの

であるか、この點を伺いたいのであります。

○奥野政府委員　その點私から申し上げます。支部と申しますのは、既に御承知のごとく支部におきまじては特定の裁判官が常時勤務しておりまして、審理にあつては法廷を開いて事件を取扱うのであります。しこうして現在の地方裁判所の支部及び現在ある區裁判所の所在地全部に對して、新しく地方裁判所の支部というふうにいたす考であります。出張所につきましてはこれは裁判官が出張して執務するものであります。法廷も開かないで、非訟事件手續でありますとか、あるいは調停手續を取扱うという違いが、支部

と出張所にあるわけでありす。

○菊地(養)委員 次に三十九條について

て伺いたい。三十九條には最高裁判所の裁判官の任免を規定してありますが、憲法第六條の第二項と同じことを規定して、同じ言葉を使つておりましてちよつとも違つておらない。第三十九條の方は「最高裁判所長官は、」といつて主格を最高裁判所長官に置き憲法第六條の第二項は「天皇は」としてあつて、天皇の方面からしてこの規定をしているのでありますが、文字はちよつとも違つておらぬのであります。それからその次の第二項の「最高裁判所判事は、内閣でこれを任命する。」これも少しも違つておりません。同じ言葉であります。ただ主格が違うだけである。

こういう同じ規定を、憲法と裁判所法で二重に規定する理由はどういうわけにありますか。それを伺いたいのではありません。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたしました。一應ごもつともな御疑問と思えます。かように憲法に規定されたものを

さらに裁判所法の方に規定するという
ことになりましたのは、これは事、司

法の根本に觸れております重大事項でありますから、特にこの規定を挿入した次第であります。

○菊地(養)委員 それならばお伺いいたしますが、最高裁判所長官任命の法的根拠は憲法なりや、あるいは裁判所法なりや、いずれを根拠として最高裁判所長官は任命されるのでありますか。

○木村(篤)國務大臣 もちろん、憲法が根本になつて、その憲法に規定せられたものをここにもつてきたわけであります。

○菊地(養)委員 そうすると憲法が根

據になつて、最高裁判所長官が任命になるといふならば、この規定は無意味

に歸するのではないか。何のためにここに同じものを規定されるか。法理的根據にならない規定を、裁判所が何のためにここに規定するか。法律は少くともその任命の根據になるならばこの規定は必要である。根據にならないものをここへ規定することは、ナンセンスではないかという感じを、この條文を見た時に感ずるのであります。この點どうなるのでしょうか。

○木村(篤)國務大臣　これは先刻申し上げましたように、司法の根本に關する重大事項でありますから、特別にこの規定を挿入したのであります。ちよつと速記をやめて。

○小島委員長 速記をやめてくだされい。

〔速記中止〕

○小島委員長 速記を始めて。

○菊地(善)委員 一項、二項はこれでもいい。三項に「最高裁判所判事の枉免は、天皇がこれを認證する。」とこうある。

りますが、この認證の規定は憲法にはつきりしておるであります。私が

あるいは、ある官吏の任免は天皇が認證することになる。そうすると「最高裁裁判所の判事の任免は、天皇がこれを認證する。」と書いてありますが、すべての官吏の任免の場合に、この規定が全部の法規に出てきて煩瑣にたえぬのではないかと思うのであります。憲法ではないかと、天皇が認證するとはつぎきあるのでありますから、あらゆる官吏の任免に關する規定を、こういうふうになすに全部書くということになると、法規上の體裁から見ましても煩瑣になるのではないかと、思うのであります。

が、前の方はしかたないとしてもこの點はどうでしょう。

○奥野政府委員　その點私からお答えいたします。これは憲法第七條の第五號で、國務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免については、天皇が認證するという事になつておりまして、ここに「最高裁判所判事の任免は、天皇がこれを認證する。」と書きましたのは、最高裁判所の判事が、いわゆる法律の定める認證官であるということを表わしたわけで、この裁判所法では、最高裁判所判事とそれから高等裁判所長官だけが、天皇の認證官になるという點を明らかにいたしました次第であります。なお先ほどの問題でありますが、すなわち三十九條では憲法とほとんど同

じことを重複的に制定しておつて、必要ではないかという御議論については、ただいま司法大臣が答へられた通りであります。なおこの點多少補足をいたしておきたいと思ひますことは、憲法におきましては、最高裁判所の長たる裁判官、あるいは最高裁判所

の裁判官というふうに一裁判官」とい
うことになつておりますが、この三十

るいは最高裁判所判事は内閣でこれを任命するというふうに、廣く裁判官の種類に属するといふうちに、五條に明らになつておりますように、最高裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所の長として、その他の裁判官を最高裁判所の判事とするといふことになつております。その最高裁判所の判事と最高裁判所長官という、そういう特定の裁判官のことについて三十九條は規定したわけので、この點やはり憲法とは、實質は同じことになりましたが、表現等についてはそういうふうで違つて

○菊地(養)委員　その點は司法大臣の

お話でよくわかりましたが、民事局長のお話のような言葉が違うとか、何が違うというのでは、私は承認しがたいのです。しかしその點はこの程度で觸れません。

次に第三十九條第一項に「裁判官任命諮問委員會に關する規程は、政令でこれを定める。」とありますが、この裁判官任命諮問委員會の構成についてお伺いしたいのであります。どういふ人がこれを構成するのであるか。きわめて重要な事項でありますから、お聴きたいとしておきます。

○木村(篤)國務大臣　お答えいたします。この諮問委員會の規程は政令で定

めることになっております。政令がいかに定められるかということはまだ確定いたしておりません。しかし私司法大臣としての個人の構想だけは、ここに一應述べておきますことが、時宜を得たことではないかと考えます。まず私の構想といたしましては、貴衆兩院

議長、帝國大學の總長、司法大臣、檢事總長、大審院長、民間側といはしましては、辯護士會の會長、そういう方面から委員になつていただいで、そして諮問に應ずるといふことにすればいかがかと考えております。しかしこれはまだいかに機構をするかといふことは問題になつていないのであります、いづれ政令でこれを定めるといふことになつております。

○菊地(義)委員 裁判官任命諮問委員會の構成はきつて重要だと思つてあります。この構成メンバーによつて、日本の裁判がほんとうの意味において民主化される。從來の官僚的なものを一掃して、立派な裁判が行われるのか否かにかかわる問題でありますから、十分なる御努力をお願いしたいと思います。特にこの際お尋ねいたしたいのは、政令をもつてこの構成をきめられるという點であります。政令はその内閣の送るたびに變つてくることになると思つてあります。そうすると内閣の送るたびに政令が變つて、いわゆる諮問委員會の構成が變り、内容が變るとなりますと、私は重大なる影響を及ぼすのではないかと思つてあります。この點は法律をもつてこの裁判官任命諮問委員會をきめなくてはならぬ。それが一番正しいことではないかというふうなことを考へておるのです。いかがでございませうか。

○木村(篤)國務大臣 理論としてはまことにごもつともです。しかしこの政令で定めることになりまして、實際の運用をいたしましては私はさほど弊害は起らないと考へております。殊にこの第一回の諮問委員會の構成さえうまくまいりますれば、これが先例となつて十分、活用がでるものと考へております。かたゞこの裁判所の法の施行は非常に急いでおりますので政令に譲ることが適當かと考へる次第であります。

○菊地(義)委員 ただいまの點は事情としては諒承いたしますが、今日の日本が三權分立の線に沿つていふといふ事實を考へる場合に、一内閣の政令によつて、裁判所の重大な問題を決定する判事を任命する諮問委員會が、一内閣によつて左右されるようなことがあつては飛んでもないことだと思つてあります。これは一時の便宜主義で解決する問題でなくて、根柢に横たわる深いものがあることを感ずるのであります。この點はなお司法當局が、じかに考へを下さることが正しいと思つてあります。この點はこの程度に止めます。

次は四十一條の點であります。これは最高裁判所の裁判官の任命の資格でございまして、これに對して識見の高い、法律の素養のある年齢四十歳以上のから任命するといふ、一つの條件を掲げてあるのであります。もちろんこの條件には異議はございせん。知識の高い、法律の素養のある人を、相當必要のこととは言つてもよいのであります。ただここに私は官俸出身でない在野法曹出身の木村司法大臣の心構えをお伺いし、また希望を述べたいのであります。從來の日本の裁判といふものはあまりに法律にこだわつて過ぎた。法律だけを知つておつて、ほかの人間の、人間味を多分にもつた方面が閉却されておつた。たとえば科學的な知識を缺如しておる。あるいは宗教的情操をもつておらない。文藝的な素養をもつておらない。人間として完成してない人たちが、法律を知つてお

るということだけで裁判官になつておつたといふことが、幾多の缺陷をもつておつたと思つてあります。單に知識があるとか、法律の素養があるといふだけでは私は遺憾にたえません。少くとも裁判官は、裁判官になる前に人間として完成されなければならぬ。人間として正しく完成されて、その上に法律の素養があつて、初めて正しい裁判官となり得ると私は思ふのであります。私はここに書いてあるものになお一層いろいろなことを附け加へるのであります。けれども日本の最高裁判を掌る裁判官には、この人間的素養、人間味、こころいふものに對して、深い理解と涵養をもつておる方になつてもらいたいという希望をもつておるのであります。この列擧された一から六までの人のどれを見ましても、すべて法理的經驗だけに重きをおいておる。深い人生に對する理解と同情をもつたといふ人方を、最高裁判所に迎へたいといふ熱烈たる希望を私はもつておるのであります。私はこの點に對する木村司法大臣の御所見を承りたいのです。

○木村(篤)國務大臣 まことにごもつともな御意見であります。私は全面的に御同意申し上げたいと思つております。この新制度のもとにおける最高裁判所の構成員たる裁判官は、ただ單に法律の素養があり、識見が高いばかりでなく、人として經驗の豊かな、また文化的の教養の深い人がこの地位につくべきものと考えております。いわゆるいかなる方面から見てもまつたく裁判官たり得ると、國民の信頼を得る人でなかつたらぬと考へております。アメリカの最高裁判所の裁判官の慣例の資格をいたしまして三つをあげておるといふことであります。一つはパーレン

ト、評判のよい人、これは國民の信頼を勝ち得た人、二つはタレント、才能豊かな人、三つにはウェルス、このウェルスは必ずしも物質的富ではないと解すべきもので、經驗にも豊かな人、文藝的素養の豊かな人、人間味の豊かな人、あらゆる方面において人としての豊かな資格をもつた人、こころいふことに聞いておるのであります。日本の最高裁判所の判事も、まさにかくあるべきと私は考へております。しかしかような人によつて構成される最高裁判所が、初めて國民の信頼を得るものと思つております。その點につきましては、私はただいまの菊地君の御意見に、全幅の同意を表する次第であります。今後とも選ばれるべき人が、いかなる人かわかりませんが、さうな資格のある人が、當然選ばなければならぬと考へる次第であります。

○菊地(義)委員 四十一條の第二項の點であります。この草案から見れば十七頁の第二行目、司法研修所教官、司法次官、司法事務官又は少年審判官の職に在つたときは、その在職は、同項の規定の適用については、これを同項第三號乃至第六號に掲げる職に在つたとみなす。こころいふのであります。この中に私は司法大臣を入れべきやないかと考へるものであります。司法次官は入れておるが、司法大臣はない。私は最高裁判所の長官は、内閣總理大臣と同一に立つ人と考へるのであります。こころいふ方になつていただきたい。人格識見の高い、人間味の豊かな正しい人生を理解した人になつていただきたいと思つておるのですが、さういふ最高の地位に立つ方の中に、司法大臣をやられたといふことを除外することは、その解釋に苦しむのであります。

○奥野政府委員 立案の當時の考へておりましたは、司法大臣となられる方は、辯護士あるいは判檢事等におきまして、もう既に十年なりあるいは二十年なりの經驗を経た人が多からう。ただこの二項は一號から六號まで掲げております資格の人が、さらに兼任した場合の在職年限の通算だけの問題でありますので、特に司法大臣はこれに入れなくとも、他の一號から六號の初めの方の一項の方の要件に、最高裁判所の裁判官に任命せられる資格があり、なお既に先ほど話がありましたように、最高裁判所の裁判官のうち、五名はいわゆる法律の素養のある、識見の高い人から任命し得るのでありますから、おそらくはこの要件等によつて、當然任命資格もあるといふふうに考へましたので、通算の點につきましてはこれを除外したのであります。

○菊地(義)委員 四十四條で、裁判所事務官と司法事務官と書いてあります。司法事務官といふのはこの規定のほかにならうございまして、これは司法事務官と裁判所事務官とをわけて書いたものではないかと思つてありますが、これははつきりしておきたいと思つてあります。

○奥野政府委員 仰せのごとく、司法事務官と申しますのは司法省の官吏であります。裁判所事務官と申しますのは、今度裁判所法によつて新たに設けられました裁判所の職員であります。裁判所の事務局に勤務する者、あるいは場合によりましては、裁判所書記もこの裁判所事務官の中から補職されることがあると思つてあります。

○菊地(義)委員 その點はよくわかり

ました。そうすると裁判所事務官の中に裁判所書記が含まれると思ひますが、そうでありますか。

○奥野政府委員 裁判所書記は裁判所事務官から補せられますから、そういうことになりません。

○菊地(義)委員 そうしますと、裁判所には今後簡易裁判所判事の任命資格が出ることになるのでありますか。

○奥野政府委員 これは四十四條で三年以上一號から五號までのものからという事になっております。その四號に御指摘のように、裁判所事務官というものが入つております。しかしこれはこの二項によりまして、前項の規定の適用については、同項第二號ないし第四號に掲げる職にあつた年數、いわゆる三年以上という計算は、司法修習生の修習を終えた後の年數に限つて在職年數とするということになつております。司法修習生が合格した者、現在司法官候補にあたります司法修習生を経て裁判所事務官は、その三年の期間を経て簡易裁判所の裁判官に任命される資格があることになるわけでありまして、そういうふうな司法修習生を經ない者につきましては、四十四條の末項に、六十六條の試験に合格するいわゆる司法科試験に合格した場合に限つてこの四十四條の資格、簡易裁判所の判事に任ぜられる資格が出て来るということになりますので、現在の司法修習生を終えない者、あるいは司法科試験を通らない裁判所書記という人は、當然ここに言う資格者にはなり得ないのであります。ただし四十五條におきまして、多年そういうふうな司法事務に携つておりまして、學識經驗が豊富で、簡易裁判所の判事とするに適當であると思われる人々は、い

わゆる簡易裁判所判事選考委員會の選考を経て、簡易裁判所の判事に任ぜられる途を考へておるわけでありまして。

○菊地(義)委員 よくわかりました。先ほど中村君の質問に對して、司法大臣が簡易裁判所に任用できる制度になつたと言ふことは、ただいまの次の四十五條をさしておると思ひますが、私はこの四十五條を相當程度廣く活用していただきたいという希望を長年もつて來たのであります。今日の裁判所の書記といふものは、もう十數年、二十年もつと多い年月裁判所に携つておられて、相當練達技能の士が多いのであります。しかしながらいくら長年勤めても、法律の知識において、實際の裁判事務について、若い判事諸公よりももつと有能の人達が下積みになつて、うだつがあがつておられないことが多いのであります。こういうものを引立てて、この四十五條を活用して裁判官に任用するということは、裁判官體の向上進歩になるばかりでなく、長い間下積みになつておる書記の人達を奮起せしめまして、書記自身の仕事に對する精勵はもちろぬ、向上を目ざして進むことが自然だと思ふのであります。この際司法大臣は、單に簡易裁判所判事に書記を任用できる規定が出たというだけではなく、進んで有能なる書記を、この四十五條によつて登用していく御方針をもつておらぬものかどううか。そうすることが、日本の裁判をしていく、立派な裁判をなし得ると私は固く信ずるのであります。この點を司法大臣はいかがお考えになりますか。一言御意見を發表願ひたいのであります。

○木村(篤)國務大臣 お説ごもつとも

であります。多年裁判所書記として事務に堪能な人は、でき得る限り選考委員會の議を経まして採用したいと思つております。これが書記に希望を與えるゆゑんであり、よき書記を裁判所にいれ得る一つのよすがにもなるうかと考へておりました。その點について十分考慮いたしまして、萬全の措置をとりたいと思ひます。

○菊地(義)委員 最後にお聴きたいことは、この裁判所法以外に檢察廳法といふような法律が施行されると思ふのであります。昨日の司法大臣のお話の中にございましたが、檢察廳といふものが裁判所から獨立することはよくわかつておるのであります。これは建物なんかまで別にする御用意があるものであります。長年私もが法律事務を扱つた経験から見て、裁判所と同一建物に雜居するといふことは非常に弊害がある。これは何れ判事と檢事が妥協するといふ意味ではございませぬ。一般國民から見ても、判事と檢事はいゝゆる同じものである。同じ關係に立つのだと、立場を誤解されることが多いのであります。今度檢察廳が裁判所から獨立して上る場合には、すべて外觀、内容ともに分離していただきたい。こういう希望を私はもつておるのであります。この點に對する司法大臣の御所見を承りたいのであります。

○木村(篤)國務大臣 司法當局といたしましては、お説の通りの方向に進んで萬般計畫中であります。

○菊地(義)委員 私の質問を終ります。

○小島委員長 磯田正則君。

○磯田委員 審議期間の關係上、ごく大ざつぱの質疑をいたしたいと思ひま

す。

「委員長退席、三浦委員長代理着席」

尾崎翁の言葉をもつてすれば、舊憲法もまことに立派なものであつたが、それが運用を誤つたがために遂に亡國となつたと言われまして、新憲法も實に立派にできておりました。これが附屬法規の一部でありますところの本法案も、實にこれまたよくできておると思ひます。しかし要はこれが運用のいかんによると思ふのであります。まず本法案運営に對しまして、立案の責任者であられるところの木村司法大臣は、いかなる決意と御所見をもたれておるかということを、最初にお聴きたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣 よき裁判所をつくり出すには、制度と人と相まつていかなるやうなものと考へております。この裁判所法は、施行になりますと、制度としてはほとんど完璧といつてよからうと考へております。今のところ世界各國に例をとりまして、決して遜色はないものと考へております。しかしこれを運営していくのは人でありまして、この人によろしきを得なければ、いかに制度が立派であつても、全きを期することはできません。その人を得ることについて私は最善の努力を拂ひたいと考へております。先刻來菊地君の御意見にありましたように、特に最高裁判所の判事の構成の問題、これなんかが代表的なものだと考へております。また簡易裁判所、これは直接民衆に接觸する第一線に立つていく裁判所でありまして、本法の實施後には五、六百の簡易裁判所ができるのですが、裁判の民主化がほんとうに實現できるかできないかといふこと

は、この運用いかんによつておると思ふのであります。これらの判事になる人によろしきを得まして、そうしてこの制度の完璧を期したいと考へておる次第であります。

○磯田委員 法の運用には人を得ることが最も重要な点であるといふお考えは私の特に承りたかつた點であります。本法施行にあたりまして、努めて最良の人を選んできていただくことを希望として申し上げておきます。なおまた本法は、いわゆる新憲法に基いて人權を尊重したところの、民主裁判の實を上げる基本とならなければならぬと思ひますが、さういふ見地から現在の裁判所なるものが、はなはだしく民意に關わぬ點のあることを、まず根本的にこの際改める必要があると思ひます。たとえばその一、二の例を上げてみますれば、彼の裁判所の建物の構造、あるいは法廷の構造といつたものであります。御承知のようにあの建物や法廷の構造は、見るからに封建制のままであります。諸外國の建物や法廷のごとく、どこにも明るさといふやうなものがなく、はなはだしく陰慘なものであるであります。このことは目下開廷中の國際軍事裁判所等と對比いたしまして、あまりにもその懸隔がはなはだしいように思ふのであります。そうしてみずから四等國人を裁くに相應しい裁判所だといふやうな、いやな感じを起させるのであります。大臣は本法施行に先だつて、まづ裁判所の建物や構造について、思ひきつて改造をする決意をもつておられるか、またこれが豫算を思ひきつてとられるお考えがあるかどうか、さういふ點についてお伺ひいたします。

○木村(篤)國務大臣 裁判所の構造の

民主化、ごもつともであります。そこで司法省、ごもつともであります。御承知の通り、いかに焼けた裁判所の復興にこれかな力を注がなければならぬのであります。その復興建築の際に十分にこれらの點を考慮して實施いたしたいと思ひまして、今いかに構造すべきかということについて、實は行政講座などを開きまして研究中であります。必ずこの構造についての改良はさるべきものと確信しておる次第であります。また東京裁判所のお話が出ましたが、まことにごもつともであります。できるだけ限り彼らの長所を取入れて、十分考へていきたいと思つております。

○磯田委員 細がいこととお聞きになるかも知れませんが、なか／＼大きな問題であります。再建日本の建設はあらゆる部面において時間の尊重をしなければならぬ。これが再建日本の絶対條件だと思いますが、從來わが國におきます裁判所は、よく裁判所時間というようなことを言われますが、まことに時間がたつてたためであります。何月何日何時に出頭しろというような通知書を出しまして、しかも取調べも受けな、一日経つたけれどもついに取調べがなかつた。その翌日も翌日もそうだとするやうなことがたび／＼あつたのであります。新憲法の上に財産権や人権を認められた國民に對しましてはこんなことではならぬと思ひます。將來裁判所におきます時間の厳守というやうなことにつきましては、確固たる方針をもつて臨まれたと思ひます。これに對しまする具體的の考へを承りたい。

○木村(篤)國務大臣 まことにごもつともなことでありまして、私も裁判所の時間の不正確というについて非

常に感じておる一人であります。いろいろな原因もありましようが、要はもう少し時代に目ざめてものを處理していくという心構へが必要であらうかと考へております。今後かような立派な裁判所法ができ上つた以上は、そういうやうな點につきまして、ほんとうに皆が力を入れて時間の厳守ということをやらなければならぬと考へております。いづれ裁判所法發足の曉におきましては、裁判官に對して十分それらのことが實行できるやうな考へ方をもつてもらうやうに努力していきたいと考へております。

○磯田委員 次に裁判所はあくまでも人權民意を尊重するとともに、また一面裁判所の權威ということもこれは絶対に保持しなければならぬと思ひます。そのためには本法案の第七十一、二、三條に關連してこの點が特にうたわれてあります。が、いゆる法廷における裁判所の職務の執行を妨げ、又は不當な行狀をする者に對し、退廷を命じ、その他法廷における秩序を維持するに必要なる事項を命じ、又は處置を執ることができると云々ということがある。一日経つたけれどもついに取調べがなかつた。その翌日も翌日もそうだとするやうなことがたび／＼あつたのであります。新憲法の上に財産権や人権を認められた國民に對しましてはこんなことではならぬと思ひます。將來裁判所におきます時間の厳守というやうなことにつきましては、確固たる方針をもつて臨まれたと思ひます。これに對しまする具體的の考へを承りたい。

○木村(篤)國務大臣 まことにごもつともなことでありまして、私も裁判所の時間の不正確というについて非

いというやうなことになるたといふこととでありましたけれども、この事件の真相をこの際承りたいと思ひます。なおその事件に關しまして、檢察官が家宅搜索の際に、事件と何の關係のない工員の財布や雜誌、またラブレターまで押収して引き揚げたといふことが、新聞でか／＼と報道されたのであります。この報道によりまして一般國民はあまりにも官吏が亂暴なことをするといふやうに思つておられますが、この際一般國民の誤解を解くために、その真相を明らかにしていただくと同時に、法廷内にも場合によつては警官を配置する必要がある場合には、それを配置することのできる處置をとること、何ら人權を傷つくるものではなくむしろ人權を尊重することになると思ひます。が、これに對する司法大臣の見解と、今後の御方針を承りたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたします。上尾の裁判の模様についではまだ報告を受けておりませんが、しかしながら一體法廷は神聖なところからざるものと考へてまかりと申します。さらばといつてこれは嚴格に過ぐべきものではない。ここに和氣が漲つておつて、その間に秩序が保たれるといふことが本來なのであります。本來の性質でそうなくてはならぬのであります。外國の法廷なんかを見ますと、まづたぐわ／＼が見てうらやましいやうな状態でありまして、何らのいかめしさもなく、その中に立派に秩序が保たれておるのであります。しかるに日本におきましてはすべて抗爭的になつて、一方から言へばいかめし過ぎる。一方から言へばこれに對する反抗の氣分が満ちて尖鋭化して、實におもしろからぬ状態を呈示することをまゝ見受ける。私はまことに遺憾だと思ふ。裁判の民主化といふことを口で言つても、國民がもう少し自覺しなければいかぬと考へております。今お話のごとく法廷における傍聴者の態度なんかも、やはり外國を見習つてよいものじやないかと思ひます。なにもしかつめらしくする必要はありませんが、しかしながら法廷は十分に秩序を保つていかなければ、ほんとうの審理はできないのであります。その意味において裁判所も一般民衆も、もう少し裁判といふことについて理解があつてもいいといふことについてであります。これは將來國民運動としても、裁判民主化について徹底してわからせるようにせなくちやならぬと考へております。法廷内に巡査を配置したらどうかという御意見であります。が、私は理想論としてはそんなものは入れたくないのです。もう庭下にも要らぬといふやうな状態にならなければいかぬと思ふ。國民も裁判所も一緒になつて、ほんとうにこの事件の審理にあたるのだといふやうな態度が私は願ひたいのであります。できることなら庭下も要らないといふところまでもつていきたいと考へております。しかしなか／＼たゞいまのことではそういうことは夢のやうなことで實現はできませんが、理想としてそこまでもつていかなければならぬと考へております。やむを得ず上尾のはどういふ模様であつたか存じませんが、はなはだ秩序が紊れたといふやうな場合には、これは警官が出動してその秩序維持の任にあたらせることも一つの方法であつたかと考へておる次第であります。

豫審判事が家宅搜索について、いろいろな程度を越えた行爲があつたのじやないか、縣民はそれについて疑惑の念を懷いておるというお話でありまして、それについての報告を私は受けております。新聞紙上で報道されたことは全然事實は違つております。この點につきましては當時の——現在でもそうでありまして、直接の捜査に關與いたしました浦和の大高檢事正がラジオで放送して、委細その當時の模様を述べておるのであります。全然世間に傳わつておるやうな事實とは相違いたしておるのでございます。もちろん警官も配置したやうであります。が、何ぶんにもあの捜査すべき場所、非常に廣範圍にわたつておるのであります。しかも捜査に従事すべき人はきわめてわずかであります。捜査に當つた者の報告によりますと、特に時間もあり人のいない時を見はからつて當つております。そうして押収物件を引上げるについても、一々組合の代表者を呼んで處置をしておるのであります。物はたくさんあります。が、その中から證據物件を拾ひ出すのであります。一應それを所在場所から持ち歸る時にも、そのことを告げてそのうちから證據物件を授け出して、不要なものは返すからといふやうなことを告げまして、實際翌日もしくはその翌々日も返しておるやうであります。殊に一部の人の言によりますと、女工の枕元まで行つて物を探したといふやうなことを言われておるのでありますが、全然そういう事實はないのであります。もちろんあの部屋には女工は寝ておつたやうでありますけれども、捜査したのは枕元ではありません。その部屋に

ありました机の引出しに何かを探しただけのことでありまして、世間に傳へられておるような亂暴なことは寸毫もないということでもあります。私もさよう信じております。まつたくそれは世間の誤解であります。ある時期に至りまして世間の誤解を解くような手段に出たいと考えておる次第でございます。

○磯田委員　あの事件に關しまして、司法大臣がたゞいませお答になりましたところによりますと、新聞記事等は全部間違つてゐるというお話であります、しかしながらあの當時の新聞記事等によりまして、縣民に與へたところの思想的動搖というものは、まことに大きなものである。ただ司法大臣が報告に基いて、たゞいま事實と違つてゐるということをおつしやいまして、縣民はこれを知らないのであります。従つてもし、あゝしたことが事實と違つておるといたしましたならば、それに對しまして新聞記事の訂正なり、取消なり、あるいは責任ある判事なりが、何らかの處置によつて、これは事實と違つておるということを一般に周知せしめる必要があると思ひますが、なほこの點についてのお考えを承りたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣　その點につきましてはただいま申し上げましたように、早速大高檢事正がラジオで放送しておるのです。それは相當世間に周知されておることと考えますが、なお周知の方法についてはよく係の者とも研究したいと思ひます。

○磯田委員、法廷内に警官等の配置はもちろん、廷下すらもない方がいいという司法大臣の御理想はまことに御立

派でありまして、私も同感であります。ただ問題は現實にあるのであります。まして、現實の狀態、社會、經濟、あらゆる方面の混亂狀態におきましては、そうした必要も起る場合があるのではないか。かような場合におきましても少くとも人權の蹂躪というような疑い等の起らないように、最善の御注意とお願いを申し上げておきたいと思ひます。それから檢察廳法案、これも先ほど來の中村君の御質問、大臣の御答辯で大體わかりました。今期議會に法案の提出をせられるということですが、どうか。それからこゝちの點でありますから續いてお尋ねいたします。最近刑事事件は非常に殖えておりますが、これに殖えておるようでもあります。ことに對する司法當局の對策、これについても大體の御方針で結構でありますから承りたいと思ひます。それから現在の狀態におきましてまことにやむを得ないことでもありますが、經濟事犯がござりました非常には殖えております。この經濟事犯のよつて起るゆえんは、要する所に現在ます／＼高進しつとあるところのインフレに起因するものでありまして、まずもつてこのインフレを根本的になくさなければ、この經濟事犯の絶滅を期することは到底でき得ないことと思ひます。そこでいわゆるインフレ對策なるものにつきまして、たとへば現内閣における石橋大藏大臣は、これを非常に樂觀的に取扱つておるといふような状態ではありますが、この犯罪とインフレ對策といふものの關連性につきまして、特に司法大臣の御意見を承りたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣　お答え申し上げます

ます。檢察廳法はもう數日中に提出する運びに相なることと存じます。それから刑事事件の激増に對する對策であります。一言にして申しますれば、まことに困つたことであります。どしどし事件が殖えてくるのであります。

裁判所としても検事局としてもなかなか容易ならぬことであります。これに處する對策といたしましては、まず何よりも私は今のような建物ではないかぬ。早急に復舊しなければいかぬと考えております。御承知のように裁判所の法廷は思うように使えないのであります。この面から一つやなければならない。次に人の面であります。これは裁判所も検事も手不足であります。しかし新憲法が實施の運びになると、簡易裁判所が全國に五、六百でき、輕微な犯罪事件はそこですべて處理されるので、その面からこの對策としてこれは餘程活用ができるのぢやないかかと考えております。いろいろの隘路がありまして、要するに今申しました二點が一番の隘路であります。その方を打開して一日も早く事件の處理の迅速化をはかりたいと考えております。

それから經濟犯罪とインフレ対策の問題であります。これは大きな問題であります。一體石橋藏相も決してインフレを樂觀しておるわけではないと考えておりますが、私もそうも思っております。しかしこのインフレという意味のとり方が、人によつて餘程違ふのだからうと考えております。現在の段階において、番問題となるのは、いわゆる物價の面だと考えております。物價が高い、従つて生活がしにくい。これなんだと思います。物價をいかに安定せしむるかということが、根本の問題であらうと考えております。その方面か

をこしらえるということであり、物さへこしらえれば、従つて物價が安定するのはこれは當然であります。しかしながら今の日本の状態におきましては、資材が不足しておるのでありますから、必需品が、さように急速に生産されるということはできないのであります。どうしても物の數量の面から

考えますと、物價は安定しないことになつて來るのであります。アメリカあたりにおきましても、御承知でありましようが、物の面において不足しておるものがある。それは最近はお物ができたから統制を解いたようでありますが、例にせりますと牛肉など非常に不足して統制をした。そうするとやみをやる、アメリカだつてやみがあつたのであります。今だつて物價を統制しておるものについてはあると思ひます。ところが、そこが日本人とアメリカ人とよほど違ふところだと思ひます。アメリカ人は肉が四〇%高くなつたという聲を聞いて消費者はどうかという、これは買わないのです。いわゆるポイコットをやつちやう。そこで

たちまちにして牛の値段は元へ戻つた
というようなことを向うの雑誌に書い
てあります。これは國民性にもよりま
せうが、日本はそうじやないのです。
ないものとわかつておつて欲しがるの
です。ないところを見て大勢押しかけ
て行くから物價がだん／＼高くなる。
これは私は國民がよほど自覺しなけれ
ばならぬと思います。たとえば野菜類
でも、一定の數量より配給できないの
です。自由販賣はきわめてわずかで
す。その自由販賣ができるというところ
こへわんざ／＼と押しかけて行く。そ
こで高くなる。一週間がまんすれば

ああいふものは腐るのですから、必ず下つて来るのです。生産者でも、ああいうものは長く貯蔵できませんから、どうしても賣さばかなければならぬのであります。賣りさばかなくちやならぬやつを、消費者の方ではこれがあることになるのであります。そこは私は日本人がもう少し自覺して、欲しい物

態度に出ることが必要であらうかと考
えております。何を申しませ、いただ
いところでは生産資材が窮屈であり
ますから、物價はなかく低落しな
いのであります。いわゆる世間に言う
インフレというものが出て來ておるの
であります。われ／＼消費者として
どこまでも消費の節減、生産者として
どこまでも生産していく。そこで初
めて物價が安定して來ることと考えて
おります。國民が一致協力して耐乏生
活に慣れる。一面において生産意欲を
出してどん／＼物資を生産する。ここ
に初めて日本の再建が曙光を見ると私
はこう考えておるのであります。

經濟事犯につきましても、いろ／＼

氣の毒な者はあります。遅配のためにやむを得ず買出しに行くというような一例であります。が、司法當局といったましては、さような萬やむを得ない輕微な犯罪については相當考慮しておるつもりであります。ただし物價の面において、非常に不都合な惡性のやみ行爲、あるいは横流し行爲というようなものにつきましては、これは斷固として取締つていきたいと思つております。やみを封ずることができませんればこれは直ちに物價の面にも響いてくるものでありますから、われ／＼といったましては惡質なやみ行爲についてはど

請求を取扱うことにはいたしましたので、民事事件につきましては今の區裁判所よりも権限が相當廣いように考えております。刑事事件につきましては、むしろ現在警察署が違警罪即決等で取扱つてゐる拘留、科料以下の事件だけを處理せしめてはどうかという議論もいろいろありました、これはさらに擴張いたしまして、罰金以下の刑にあたる罪、または罰金と禁錮以下の選擇刑になつてゐるものについては、やはり罰金だけで處罰する場合においてま

に罰金にせしめたるは、何萬圓にせしめたるは、一應御に考へられるのであります。一應御に考へられるのもつとも考へられますが、何分にも新しい簡易裁判所という制度でありますので、一應この範圍

に止めたわけでありまして、今後の實績に鑑みまして漸次これを擴張していきたいというふうに考えております。

○磯田委員　三十七條、三十九條にもお伺いしたい點がありますが、先ほど中村先生、菊地先生からも御質問がありましたので、省略いたします。四十一條、四十二條も省略いたします。それから四十六條においては〔任命の缺

格事由) 他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることができない者の外、左の各號の一に該當する者は、これを裁判官に任命することができない。一禁錮以上の刑に處せられた者二彈劾裁判の罷免の裁判を受けられた者」こういうことになっておりますがこれになお公職追放者を入れるということはどういうものでありますか。そ

の點について……。

○奥野政府委員　公職追放者は、當然

缺格事由になると考えております。

○磯田委員 ここへ明記しておくことはどういふものでしょうか。明記することの方がよいのじやないかと思ひます。

○奥野政府委員 これは「他の法律の定めるところにより一般の官吏に任命されることのできない者」他の法令によつての當然適用を受ける關係上、この一號、二號から特に省いたわけでありませう。

○磯田委員 次は五十條、最高裁判所の裁判官の年齢でありますが、七十年となつており、下級裁判所の裁判官は六十五年としてあります。これはあえて下級裁判所の裁判官は六十五年でなくともよいのじやないか。最高裁判所の裁判官が七十まで勤まるならば、下級裁判所の裁判官も七十まで勤まる。あえてここに年齢の差別をつける必要はない。かように考えるのであります。が、この點についてのお考えを伺ひたい。

○奥野政府委員 最高裁判所の裁判官は、一流の人物を廣くとり得る範圍を擴める必要があります關係上、なるべく年齢の制限を置かない方が適當であらうと考へまして、年齢七十以下の人の、廣く人材を求め得る途を特に加えたわけでありませう。なおそのほかに、下級裁判所におきましては最高裁判所の機能と違ひまして、事實審理をやることをいたしますので、やはり何と言ひましても單に法律自身のみをやる最高裁判所よりも、肉體的等におきまして努力が劇職と考へられますので、やはり年齢も最高裁判所の裁判官よりは若いところの、肉體的に働ける年齢といふことで、現行よりは——現行法におきましては、普通の裁判官は六

十三歳、大審院長のみが六十五歳でありますのを、大審院長並みに六十五歳に引上げたわけでありませう。

○磯田委員 五十一條の報酬であります。これは私らの見解をもつてしますと、おそらく現在の日本の役人中、裁判官ぐらいいゝゆる役得による収入というやうな面がない。つまりさういふやうなことは裁判官が一番少い。じやないか。もちろん他の一般官吏もやつてはいけないことであるけれども、どうもわれ／＼の見解では相當やつておるが、裁判官のみはどうもさういふ點はない。よに見受けられます。しかもその裁判官は、最も公正神のごとき心境と生活環境において、仕事を生かすといふ、どうしてもこれに對する生活の保障、安定を與えてやらなければならぬ。參考資料によりまする豫算的の關係も相當殖やすおつもりでありますが、特に相當の待遇をしなければならぬ。しかもでき得るだけ下に厚くこれをやらなければならぬ。かように考へられますが、この點につきましては特に大臣のお考えを承りたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたします。裁判官の俸給問題であります。裁判官をして公正にその事務をとらしめ、司法の威信を保たしめるには、どうしても生活面においてこれに十分な保障を與えなければならぬと考へております。かるがゆゑに新裁判所法第五十一條でこれをきめることになつております。これはもちろん憲法にもさういふことになつておるのであります。われわれの考へといひましては、お説の通り、裁判官ほど役得のないものはないのであります。下級の職員に至つてもその通りであります。ぜひともこれは十分な生活の保障をいたしまして、公正に裁判事務に専心當らしめるようにしていきたいと考へております。豫算面におきましてこの點については十分考慮を拂ひまして、萬全の措置をとりたい。さういふ考へております。

○磯田委員 もう一つ、五十二條の一であります。國會若しくは地方公共團體の議會の議員となり、又は積極的に政治運動をすること。これが裁判官の在任中やつてはいけないという行爲の一つであります。積極的に政治運動をすることはよろしくないが、消極的にはいいのかわいふことが考へられます。これは結局どの範圍を線とするのか。まことにむづかしいと思ひますが、この點につきまして、なお大臣の考へを承つておきたい。

○木村(篤)國務大臣 裁判官は要するに實際的の政治活動をせしめなければならぬ。この意味をここに現わしておるのであります。申すまでもなく、裁判官は國家の秩序を維持し、正義を保つていく重要な職責でありまして、その面に専心するならば、政治活動といふものはおのずからできないはずであります。その意味から申しまして、かような規定を設けることが非常に必要でありまして、現行の裁判所構成法においても、かような趣旨の規定は設けられておるのであります。ここに掲げておられます積極的に政治活動をする、これを禁止しておるといふことは、要するに自分が主體となつて政治的の活動をしてはいけないといふ意味であります。しかば消極的にやつていいのかといふ御議論であります。主體

ないかと考へております。御承知の通り裁判官といへども結社の自由を認めらざしておるのであります。政黨にはいふのは自由なのであります。受動的にされるというものは一向差支えないことと、自ら進んで自動的に政治活動をしてはいかぬといふ意味であります。さういふ御諒承を願ひます。

○磯田委員 なお數項質疑をいたしたいのであります。先ほど申しますように審議の期間の關係もあります。で、なお他の委員の方がお濟みになつて時間があつたらお許しをいただいて質疑をいたしたいと思ひます。本日の私の質疑はこれをもつて終りたいと思ひます。

○小島委員長 田方廣文君。

○田方委員 まず第一にお尋ねいたしたいのは、菊地委員が第一番に尋ねたのであります。日本國憲法におきまして、「ここに主權が國民に存することを宣言し、この憲法を確定する。」。そのもと國政は、國民の嚴肅な信託によるものであつて、その權威は國民に由來し、その權力は國民の代表者がこれを行使し、云々といふ規定があります。これはすなわち言ひかえれば、封建的な憲法から民主的な憲法に變つたことを明文にしたものでありますのであります。私はその意味合におきまして、從來過去の憲法におきましては、司法權は天皇の名において行われておつた、それをいゝゆる新らしい意味におけるところのものに切りかへるためには、國民の名においてこれになされなければならぬ時代がまいたと信じておるのでございます。すなわち私は司法大臣に對しまして、裁判は國民の嚴肅なる信託に基いて、國民の名において良心に従つてなさるべきことを、はつきりと本法案におきまして明文化するの必要があるのではな

いか。かように考へるのでございます。本法案の三十九條に關し菊地委員の質問に對する司法大臣の御答辭の中に、特に重要ながゆゑに、憲法と二重にさういふ規定をいたしたので、また司法の根本に關するからさういふ規定をとつたのだといふことを、先ほど答辭によつて私に承つたのでございますが、さういふ意味からいたしまして、國民の名において、國民の嚴肅なる信託に基いて、裁判が良心的になされなければならぬといふことは、いゝゆる司法の根本に關する問題である。また特に重大なる所以であらうと思ひます。かように考へて、この點を本法案におきまして明記される御意思が司法大臣におありになるかどうかといふ點を、第一にお尋ねいたしたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたします。御説の通り、日本國憲法制定と同時に、すべて國政は國民の名のもとに、國民の意思に基いてやるといふことははつきりされたのであります。従ひまして裁判所の運営につきまして、これは國民の總意をもつてこれをやるべきものであることは疑ひのない事實であります。裁判所のみならず、國會もまた内閣も、すべて國民の意思に基いてやるのであります。これはいゝゆる民主化された憲法のもとにおいて當然であると思ひます。しかばこの裁判所法案において、さういふ文句を入れてどうかといふ御議論であります。しかし入れるとすれば他の法律にもことごとく入れるべきであるのであります。殊に裁判所法においてさういふ文句をいれなくても、日本

國憲法に、そのすべての國政は國民の名において、國民の意思に基いて行われるべきものであることがはつきりされておりますから、ことさらに條文に入れたくても、私は差支えなからうかと考えておる次第であります。

○田万委員 これは見解の相違であらうと思ひますので、この程度に止めます。

次にお尋ねいたしたいのは、裁判の權威ということについてであります。權威というものは、言いかえれば、私は信頼というように考えておるのであります。信頼のないところに法の威信はない。法の威信、いわゆる裁判の威信を得るためにはどうすればいいかということは、われ／＼の最も重大な關心をもたなければならぬと思ひます。適用にあたりましては、私は法律の適用にあらざるは、弾力性をもたしていかねばならぬ。かように考へております。ひからびた法律というやうな感じを大衆にもたしめることな

く、ひからびた法律の中から、かまばかむほ味の出るための味のやうな感じを國民にもたせる。これがすなわち大衆の信頼を得るゆえんではないかと思ひます。そのためにはどうすればいいか。いろいろ委員から申されましたが、その弾力性というものは、要するに人間味を加味する。また言いかえれば、裁判をする人がみずからの生活行動を反省してやらなくてはならない。謙虚な氣持をもつた裁判官が、血あり涙あるところの行動によつて、その裁判をなすというこゝによつて、初めて裁判の信頼、裁判の權威というものがわき出てくるのではないかと思ひます。あの封建的な時代におきまして、大岡越前守がやつたあの裁判

判、それが民主化されたといはれる今日におきまして、なお大衆から諷刺され、名裁判だと言われておるゆえんのは、實にその人間味ある裁判に大きなゆえんがあると思ひますのであります。私は現在の司法界を見ますに、ある一部におきましては、未だに民主化されてないところの裁判官があるやに思ひます。これを私はききわめて遺憾に思ひます。これを私におきまして、この人間味ある、信頼ある裁判をするに關し、司法大臣におかれましては自己の所屬する裁判官に對してどう御指示をなさつて

いるか、それを一應承りたい。

なお私は裁判は一つの政治の實踐的形體の現われであると思ひます。法律自身が政治の結果生れたものである。その法律を取扱う場合におきまして、裁判というものは政治の實踐的形體であるというこゝは過言でないと思ひます。政治は常に行政、經濟狀態と並行していつておりますが、法律というものは、とにかくできた時分においては、既に後れておるやうな實情が多いのであります。その後れた法律を現在適用するときにおいて、法律を活かしていくためには、どうしても政治をもとにしなければならぬ。かように考へております。いわゆる裁判の政治性について、司法大臣の御意見を一應伺つておきたいと思ひます。

○木村(篤)國務大臣 お答えいたします。裁判の要諦は、國民の信頼を得ることにあるのであります。國民の信頼を得るについては、裁判官はみずから反省し、あらゆる機會において社會の理想をとらえて、豊富な性格を持つこ

とが、一番大事だらうと考へております。従いまして私は裁判官の修養につきて、第一に言つておることは、諸君は裁判官たると同時に、一個の市民として、文化ゆたかな人になつてもいいと言つておる。私の申すこの文化ゆたかな人とは、いわゆる社會の理想を十分に把握いたしまして、今申されましたやうな人情のあふれ出るやうな精神の持主であつてもらいたいということを、常に念願して

おるのであります。現在裁判所におきましては、司法研修所を設けまして、新たに司補となつてこられた者、及び數年間既に裁判に携わつておる者が、ここに會しまして、一般の法律問題についての研究のみならず、すべて文化的の行方といつても、こゝでいろいろ修養されておる次第であります。裁判官の行方といつても、今仰せになつたやうに、あらゆる理想をとらえて、よくこれを自分のものとし

て、これを裁判の實際に現わすということにこゝろをこめております。殊に政治性の問題に觸れられましたが、まことにこゝろをこめて御意見だと思ひます。殊に是高裁判所におきましては、將來違憲問題が随分取扱われることと思ひます。この違憲問題は、私は主として政治問題だらうと思ひます。これはしつかりしないと、日本の將來の國政の一般運用につきましても、重大な影響を及ぼすことと確信しております。

ゆえに少くともこの最高裁判所の裁判官たるべき人は、十分法律上の知識をもつと同時に、經濟事情に通曉し、政治的識見ある者でなくてはならぬと思つております。一般的事犯につきましても、この政治經濟を離れて法律といふものはないのであります。そ

の點につきましての重要な教養を積むやうに、今後仕向けていきたいと思つております。

○田万委員 ただいま司法大臣の御答へが、御意見を聴かしていただきとうございます。

次に私は本法の五十條の定年の制度についてお尋ねいたします。本法によりますと最高裁判所の裁判官の定年は七十歳、下級裁判所の裁判官は六十五歳となつておる。前委員も質問されましたが、この規定は過日司法大臣のお話によりまして、身分保障の意味があるといふやうに承つたが、私はそれよりもさらに飛躍いたしまして、その裁判官の身分的保障という意味だけではなく、むしろ國民人權の保障という意

味が含まれなければならぬと思ひます。言いかえれば、裁判官の裁判によつて拘束せられるところの國民大衆の人權を保障する意味合いにおいて、この年齢といふものは考へられねばならぬと、かように考へております。その意味から申しまして、過日調査資料としていただいたものの中をよ

く研究してみますと、一國の政治を統轄しておるところの總理大臣の平均年齢は六十三歳、閣僚が六十六歳といふことがわかる。この點から申しまして、何ゆゑに最高裁判所の裁判官は七十歳、下級裁判所の裁判官は六十五歳という定年をきめなければならぬかというこゝに大きな疑惑をもつてあります。私は昔から言う通り、七十歳といふのは古來稀だ、もう大體老いぼれたといふ年であります。その七十歳の年齢を裁判官の定年とするより、最高裁判所の裁判官においては、六十歳、下級裁判所の裁判官は六十歳くらいが適當じゃないか、かように考へ

るのであります。が、さうな方法に變更せられる司法大臣の御意思があるかないか。私はこれは當然さうにならなければいかぬと思ひます。御意見を聴かしていただきとうございます。

○木村(篤)國務大臣 最高裁判所の長官の定年を七十歳としたことにつきましては、いろいろの角度から考へまして、私は適當なりと信じておるのであります。と申しますのは、人間の活動能力は一定してないのであります。日本人としては大體六十歳から六十五歳がマキシマムに達したと言つてもよからうかと考へております。しかしながら最高裁判所の長官及び判事というものは、今御議論がありましたやうに、政治性のゆたかな、また社會の經濟事情にも通曉し、法律にも通曉した天下第一流の人材を求めなければならぬのであります。従いましてさういふ人材を求める場合に當つて、若い人があれば結構であります。四十歳でも五十歳でも適當な人があれば結構であります。しかしながら七十歳になれば定年になるのでありますから、六十五歳でも六十歳でも適當な人があれば、その人になつてもよろうのが適當でないかと考へております。例をとつてみますと、昨年亡くなりましたと思ひます。が、アメリカの有名な最高裁判所の長官ストーンは七十五歳で亡くなりました。また國務長官から最高裁判所の長官になられた。ヒューズは八十歳であります。アメリカは定年制がないから、それでもかくしやくとしてアメリカの最高裁判所長官として活躍されたのであります。われ／＼も若い人で立派な人があれば、できる限りさういふ人

人にその地位についてもらふことは希望するのであります。

○田万委員 最高裁判所の長官の定年を七十歳としたことにつきましては、いろいろの角度から考へまして、私は適當なりと信じておるのであります。と申しますのは、人間の活動能力は一定してないのであります。日本人としては大體六十歳から六十五歳がマキシマムに達したと言つてもよからうかと考へております。しかしながら最高裁判所の長官及び判事というものは、今御議論がありましたやうに、政治性のゆたかな、また社會の經濟事情にも通曉し、法律にも通曉した天下第一流の人材を求めなければならぬのであります。従いましてさういふ人材を求める場合に當つて、若い人があれば結構であります。四十歳でも五十歳でも適當な人があれば結構であります。しかしながら七十歳になれば定年になるのでありますから、六十五歳でも六十歳でも適當な人があれば、その人になつてもよろうのが適當でないかと考へております。例をとつてみますと、昨年亡くなりましたと思ひます。が、アメリカの有名な最高裁判所の長官ストーンは七十五歳で亡くなりました。また國務長官から最高裁判所の長官になられた。ヒューズは八十歳であります。アメリカは定年制がないから、それでもかくしやくとしてアメリカの最高裁判所長官として活躍されたのであります。われ／＼も若い人で立派な人があれば、できる限りさういふ人

人にその地位についてもらふことは希望するのであります。

望するところであります。さらばといつて七十歳近くの人で立派な適當な人であるにかかわらず、定年が低いがためにその地位につけないということ、は、はなはだ遺憾でありますから、とにかく定年を七十歳とせめたのであります。しかしわれ／＼の希望といたしましては、若い有能な人がこの地位につかれて、ほんとうの裁判をして、日本の司法の威信をいやが上にも高からしめることは希望にたえない次第であります。定年といたしましては、まず七十歳はいいところだと考えております。

○小島委員長 田万君に御相談申し上げます。實は本會議に豫算が緊急上程されたそうでありますから、質疑を次會に續行していただけないでしょうか。

○田万委員 承知いたしました。

○小島委員長 それでは本日はこれにて散會いたします。次會は明後十七日午前十時より開會いたします。
午後四時散會